

令和 7 年度 千葉県奨学生第 2 次募集について

千葉県で行っている奨学資金の貸付け(無利子)の申込を受付けます。希望される方は期日までに希望申込書をご提出ください。期日を過ぎてからの申込は受付不可となりますのでご注意ください。ご不明な点がございましたら、上記連絡先へお問い合わせください。

記

1. 【申込方法】

別紙「令和 7 年度 千葉県奨学生第 2 次募集希望申込書」に記入いただき 9 月 11 日(木)必着にて提出ください。

2. 【資格要件】

① 保護者が千葉県内に住所を有する者。

※生徒本人が独立の生計を営む成年者である場合にあっては、本人が千葉県内に住所を有する者。

② 修学意欲があり、かつ性行が正しい者。

③ 経済的理由により修学が困難な者（以下の【3. 経済基準】を参照）。

④ 「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受けていない者。

3. 【経済基準】

親権者の収入金額の合計が、千葉県教育委員会の定める収入基準額以下であること。

【収入・所得の目安表】

※給与所得の場合は収入金額（税込み）、営業等所得の場合は収入金額から必要経費を引いた金額。

（平成 29 年度以降入学者）

※収入は、親権者（父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入の合計。

※4 人世帯は、父母・本人・中学生の世帯を想定して算出。

※5 人世帯は、父母・本人・中学生・小学生の世帯を想定して算出。

区分		私立
給与収入	4 人世帯	7,350,000 円
	5 人世帯	8,820,000 円
営業等 所得	4 人世帯	3,400,000 円
	5 人世帯	4,740,000 円

4. 【貸付条件】

連帯保証人（親権者）のほかに保証人（別生計の成年者）が必要です。

5. 【貸付期間】

令和 7 年 10 月分から正規の修学期間が終了するまで。

6. 【貸付方法】

生徒本人名義の口座に原則として毎月振り込みます。

※初回貸付けは審査終了後、10 月分から貸付決定月分までを振り込みます。

7. 【返還方法】

貸付終了月の翌月から 6 か月後、規定の年数以内（10～14 年）で月賦、半年賦又は年賦の均等払方式（無利子）により返還していただきます。

8. 【返還猶予】

大学等に進学、又はその準備中の場合は、その期間返還を猶予する制度があります。

（大学等進学の場合：正規の修学期間。大学等進学準備中の場合：年度更新で通算 5 年まで）

※一定の収入（例：給与所得の場合、年間収入金額 230 万円）を得るまでの間も、返還を猶予できます。

※返還猶予は「減免（免除）」ではありません。返還猶予は申請が必要です。卒業後、自動で猶予されるものではありません。

9. 【提出期日及び提出先】

提出期日	提出先	
<u>9 月 11 日(木)</u> <u>必着</u>	1. 郵送提出の場合	2. 窓口持参の場合
	〒260-0014 千葉市中央区本千葉町 10-23 学校法人花沢学園 明聖高等学校 事務課 奨学金担当 宛	千葉本校在籍 →千葉本校事務窓口 (受付時間：10:00～16:00) 中野キャンパス在籍→中野キャンパス事務窓口 (受付時間：10:00～16:00)

10. 【希望申込書提出後について】

(1)奨学金貸付申請書類

希望申込書の提出後、奨学金貸付申請書類を郵送いたします。申請書提出の際に、親権者全員の令和 6 年分の収入を証明する書類が必要になりますので、お早目にご準備ください。

※収入を証明する書類とは以下のいずれかになります。

(例) 令和 7 年度課税（非課税）証明書、源泉徴収票の写し、税務署等の受付印のある確定申告書（控）の写し、生活保護受給額(変更)決定通知書の写し、直近数か月分の給与明細の写し、年金振込通知書又は年金額改定通知書の写し等

※各種手当などの収入がある場合は、金額が確認できる書類を添付してください。

(2)申請者の学校推薦について

申請書を確認し、資格要件・経済基準を確認の上、推薦「可」と決定された生徒を、学校より関係機関に推薦します。

※経済基準等を満たしていない場合、ご連絡いたします。

(3)貸付金の交付

採用候補者決定時期は 11 月上旬頃となります。

以上